

枚方市における福祉有償運送（福祉移送サービス）について

1 福祉移送サービスについて

一人では外出が困難な障害者や高齢者の外出を支援するために、N P O 法人や社会福祉法人等が車両を運行するサービスで、正式には「福祉有償運送」といいます。道路運送法に位置づけられ、運転手は、国の定めたカリキュラムにそった研修を受講するなど、安全運行のための体制を整備することが義務づけられています。

枚方市では、平成 15 年 4 月に国から、構造改革特区の認定を受け福祉移送サービスを開始しました。

2 福祉移送サービス運営協議会について

福祉移送サービスの適正な運営を確保し、公共福祉の増進を図るため、地域での必要性や利用者から收受する対価等について協議を行う場で、学識経験者、タクシー事業者、利用者等が参画しており、枚方市では、平成 15 年 5 月に第 1 回枚方市地区福祉移送サービス運営協議会を開催しました。近年は、事業所の新規登録や更新登録にあわせて、年 1~2 回程度の開催となっています。

○市内の登録事業所について

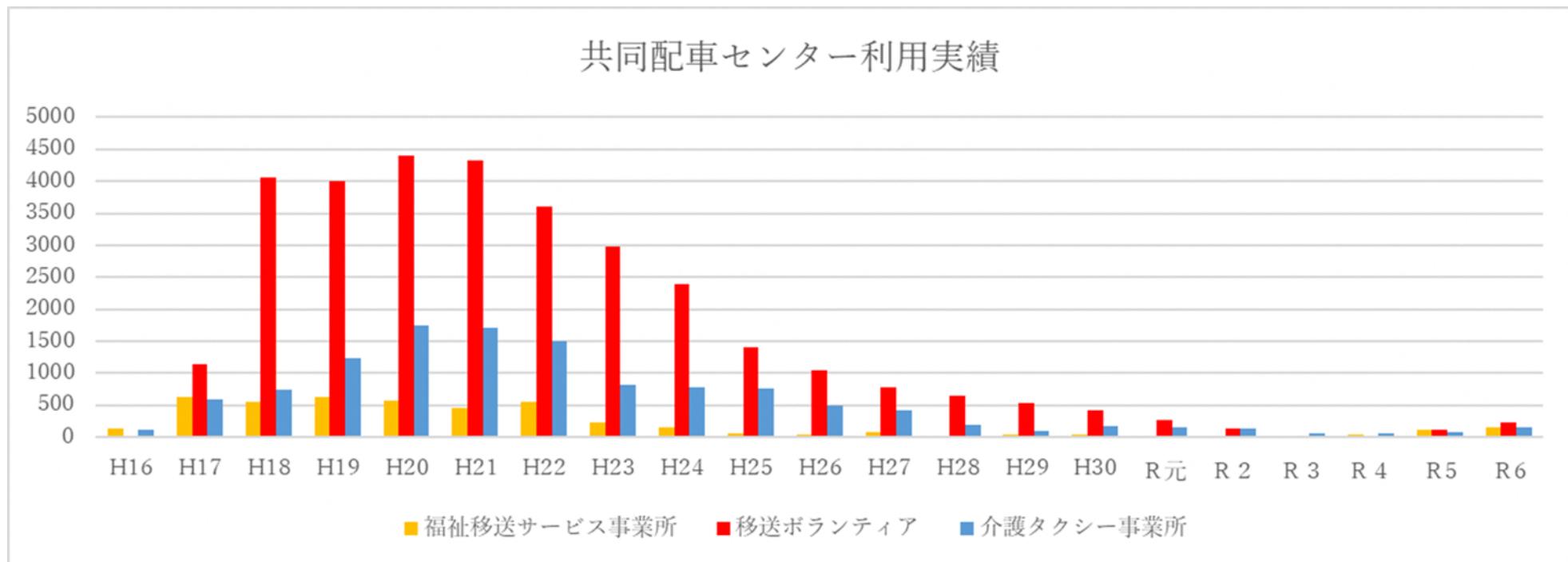
令和 8 年 1 月 1 日現在

W	事業所名	所在地
1	NPO法人おでかけ	枚方市楠葉朝日 1-21-8-202
2	移送サービスしらかば	枚方市出屋敷西町 2-1-1
3	ワークショップ虹	枚方市磯島元町 21-10
4	ウォークス	枚方市津田東町 3-2-41
5	NPO法人かけはし	枚方市招提南町 3-12-24-106
6	NPO法人ケアサービスれんと	交野市星田 2-13-22
7	アイエスつながりの会	枚方市走谷 2 丁目 31-1

3 福祉移送サービス共同配車事業について

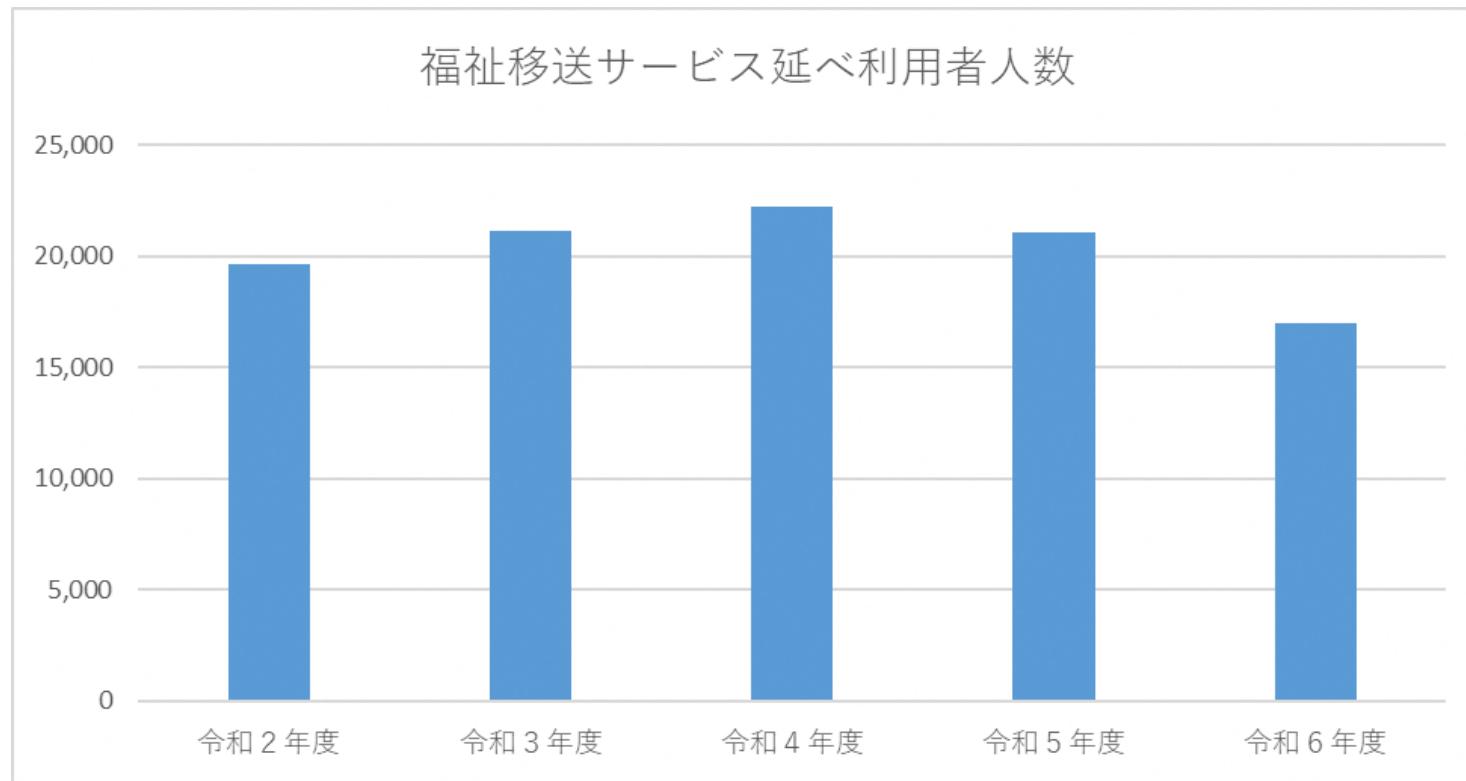
福祉移送サービス共同配車事業は、福祉移送サービスの利用を希望する方が共同配車センターに会員登録をすることで、センターに登録されている複数の事業所やボランティア運転手、介護タクシーの中から希望する条件に合った配車を受けることができるようとしたもので、平成 16 年 11 月から「社会福祉法人であり共生舎」に運営を委託しています。

共同配車センターの利用回数については、平成 20 年度の 6,720 回が最も多く、そこをピークに年々減少し、令和 6 年度では利用回数が 520 回となっています。事業として一定の役割は果たしたものと考えられることから、令和 8 年 3 月末日もって共同配車センターを廃止します。



4 福祉移送サービスの利用実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延べ利用者人 数	19,651	21,161	22,241	21,088	17,020



5 福祉移送サービス運転者ボランティア養成講習会の実施

令和 5 年度

①講義 3 月 24 日

②実技 3 月 26 日

③受講者数 8 名 (7 名修了)

令和 6 年度

①講義 3 月 29 日

②実技 3 月 31 日

③受講者数 6 名 (全員修了)

※令和 7 年度は、3 月に開催予定

